

岡山市低所得世帯向け 認可外保育施設利用料給付の請求手続きのご案内

岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付の認定を受けた保護者のお子様が、対象の認可外保育施設等を利用した場合、いったん支払った利用料を保護者の請求に基づき、お支払いします。

【給付の対象となる費用】※令和6年12月利用分まで

保育料（授業料）、延長保育料

【給付の対象ではない費用】

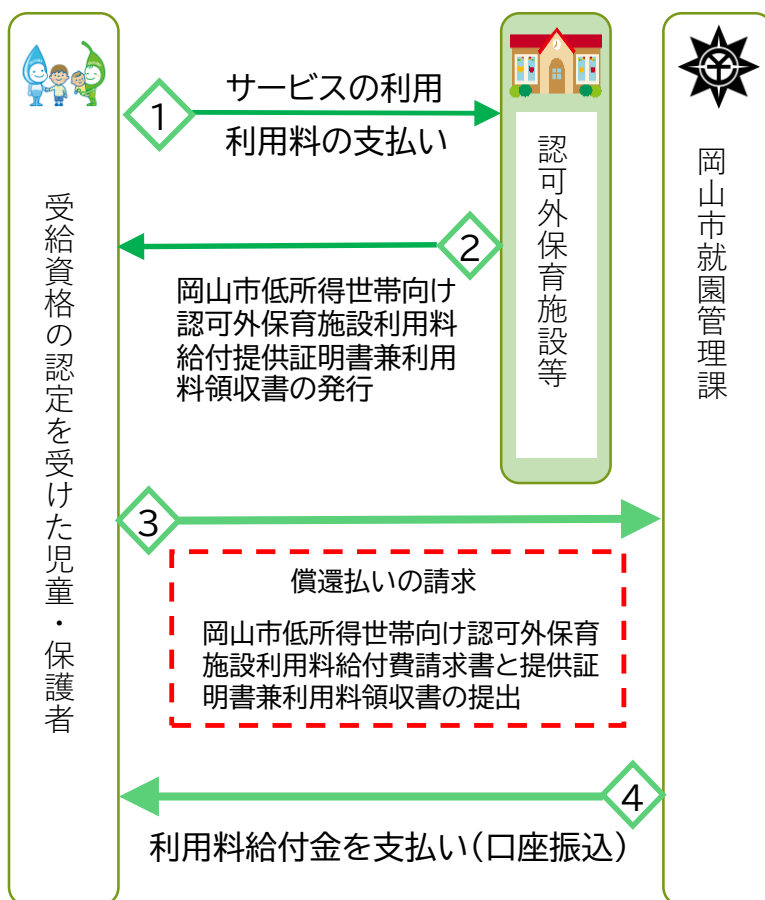
給食費、通園送迎費、行事費、その他実費（日用品代・文具代・制服代等）

【給付の対象となる認可外保育施設等】

企業主導型保育事業 ・ 岡山市特認登録保育施設 ・ 私立幼稚園預かり保育等

手続きの流れ 施設の利用から利用給付（振込）まで

- (1) 保護者は、利用したサービスの利用料を支払います。
- (2) 施設は、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付提供証明書兼利用料領収書（提供証明書兼利用料領収書）を作成し、保護者に配付します。
- (3) 保護者は、3か月(四半期)ごとに岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付請求書を記入し、施設が発行した提供証明書兼利用料領収書と一緒に、岡山市へ提出(郵送)してください。(償還払いの請求)
 第1四半期(4～6月)
 第2四半期(7～9月)
 第3四半期(10～12月)
 ※令和6年12月利用分まで
- (4) 市は、請求書類を審査したのち、利用料給付金を保護者名義の金融機関口座へ振込みます。(支給通知と次回の岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付請求書を郵送します。)



保護者が行う給付請求の手続き

保護者は、請求書類を市へ提出する必要があります。

- ① 利用した認可外保育施設等に、岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付提供証明書兼利用料領収書(提供証明書兼利用料領収書)を作成してもらう。
- ② 同封の岡山市低所得世帯向け認可外保育施設利用料給付請求書(請求書)を記入する。
- ③ ①の提供証明書兼利用料領収書と②の請求書を、必ず一緒にして、岡山市へ提出(郵送)する。

【提出先】 岡山市就園管理課 (岡山市役所 本庁舎9階) 電話 (086)803-1431
(郵送の宛先は、〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市就園管理課)

【提出締切】

利用月	請求書類の提出締切	振込予定
令和6年 4月～ 6月	令和6年 7月25日(市必着)	令和6年 9月17日頃
令和6年 7月～ 9月	令和6年10月25日(市必着)	令和6年12月17日頃
令和6年10月～12月	令和7年 1月20日(市必着)	令和7年 3月10日頃

給付の金額

次の計算式により算出した額と、月額上限とを比較して、低いほうの額を給付します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(ア)} \\ \hline \text{認可外保育施設等に} \\ \text{支払った利用料(月額)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(イ)} \\ \hline \text{認可保育園等を利用した場合に} \\ \text{必要となる利用者負担額(月額)} \\ \hline \text{同封の岡山市低所得世帯向け認可} \\ \text{外保育施設利用料給付認定通知書} \\ \text{の利用者負担額欄をご覧ください} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(ア)-(イ)} \\ \hline \text{給付額} \\ \hline \text{[月額上限:21,000円]} \\ \hline \end{array}$$

■参考■

認可保育園等の
利用者負担額表
〔抜粋〕

所得の階層	保護者の市町村民税所得割合算額	利用者負担額	ひとり親世帯等
C1	均等割の額のみ	9,000円	4,000円
C2	10,800円未満	10,000円	4,500円
C3	10,800円以上 48,600円未満	12,000円	5,500円
C4	48,600円以上 57,700円未満	14,000円	7,000円
C5	57,700円以上 65,000円未満	—	8,000円
C6の一部	65,000円以上 77,101円未満	—	9,000円

お問い合わせ先 岡山市就園管理課

TEL 086-803-1431